

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 27 日 (火) 第3402号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	(社会福祉課取扱い)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い)	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(介護福祉課取扱い)	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い)	6
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課取扱い)	6
○県営土地改良事業の計画の決定 (3件)	(農地整備課取扱い)	6
○県営土地改良事業の計画の変更 (4件)	(農地整備課取扱い)	7
○県営土地改良事業に係る換地処分	(農地整備課取扱い)	9
○鹿児島港港湾計画の変更の概要	(港湾空港課取扱い)	9
○都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更	(都市計画課取扱い)	10
○都市計画道路事業の認可 (2件)	(都市計画課取扱い)	10
○総括指定金融機関の指定, 指定金融機関等の名称, 取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正 (※)	(会計課取扱い)	11
公 告		
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	11
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	11
県立病院局企業管理規程		
○県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※)	(県立病院課取扱い)	11
○県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程 (※)	(県立病院課取扱い)	12
○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※)	(県立病院課取扱い)	12
○鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程 (※)	(県立病院課取扱い)	14

告 示

鹿児島県告示第369号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により, 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25277	平成30年 3月16日	雑 誌	mini SUGAR 3月号 18425-03	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25278			裏モノ JAPAN 4月号 01805-04	鉄人社		
25279			Chara Selection 3月号 02895-03	徳間書店		
25280			BOY'Sピアス 3月号 08185-03	サン・メデ ィアレップ		
25281			リンクス 3月号 09369-03	幻冬舎コミ ックス		
25282			ビーボーイゴールド 4月号 17779-04	リブレ		

鹿児島県告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡宇検村大字田検字白浜1297番4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡大和村大字思勝字思勝323番イ、372番、373番イ、373番ロ、374番、字岸道378番、381番から383番まで、386番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
合同会社おはな	日置市伊集院町妙円寺二丁目63番地1	ケアステーションおはな	日置市伊集院町妙円寺二丁目63番地2	平成29年10月1日	訪問介護、介護予防訪問介護
合同会社多津美	南さつま市加世田津貫11144番地1	デイサービスつぬき	南さつま市加世田津貫11144番地1	平成29年11月6日	地域密着型通所介護、第一号通所
有限会社ニノカタ	出水市昭和町57-12	ふれあい薬局	出水市向江町2-14	平成29年12月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
株式会社霧島市民薬局	霧島市国分中央三丁目38番16号	霧島市民薬局	霧島市国分中央三丁目38番16号	平成29年11月1日	居宅療養管理指導
社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	居宅介護支援事業所百合砂	西之表市鴨女町98番地	平成29年8月1日	居宅介護支援
医療法人隆盛会	日置市伊集院町徳重一丁目12-2	いじゅういん脳神経外科通所リハビリテーションセンター	日置市伊集院町徳重一丁目12-2	平成29年12月1日	通所リハビリテーション
株式会社観麗	垂水市田神408番地1	介護相談みらい	垂水市田神408番地1	平成29年12月28日	居宅介護支援
鹿児島いずみ農業協同組合	出水市高尾野町下水流890番地	J A鹿児島いずみ指定通所介護事業所	出水市高尾野町下水流890番地	平成30年1月1日	通所介護、介護予防通所介護

鹿児島県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション西原	鹿屋市西原二丁目34番27号	株式会社エソール	鹿屋市西原二丁目34番21号	白坂 茂美	平成30年3月1日	訪問看護
株式会社ライフクリエイティブ訪問介護事業部	鹿屋市西原二丁目34番1号	株式会社ライフクリエイティブ	鹿屋市西原二丁目34番21号	増元 卓郎	平成30年3月10日	訪問介護
訪問介護事業所ハーモニーガーデン	鹿屋市寿四丁目1-43	医療法人和敬会	鹿屋市寿四丁目1-43	斉之平公士	平成30年3月31日	訪問介護
ホームヘルプサービスつまべに苑	熊毛郡中種子町野間6584番地11	社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成30年3月31日	訪問介護
デイサービスセンター出会いの里	指宿市十二町4325番地1	有限会社やまびこ	指宿市十二町4325番地1	鯨坂 進	平成30年3月31日	通所介護
社会福祉法人肝付町社会福祉協議会デイサービスセンター国見園	肝属郡肝付町新富4585-2	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会	肝属郡肝付町新富5589-8	酒匂 學	平成30年3月31日	通所介護
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町四丁目6番地8	徳田 毅	平成30年3月31日	福祉用具貸与
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町四丁目6番地8	徳田 毅	平成30年3月31日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
世光会訪問介護ステーション	指宿市東方353番地メゾン・ド・さくら2階	医療法人世光会	指宿市東方320番地	伊藤 令子	平成30年3月1日	訪問介護
まほろあいらデイサービスセンター	始良市平松3415番地1	株式会社グリーンオガタ	霧島市国分福島二丁目22番17号	緒方 祐二	平成30年3月1日	通所介護
デイサービスセンターとも	鹿屋市田崎町1307-3	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724-1	石踊紳一郎	平成30年3月1日	通所介護

鹿児島県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
出合いの里居宅介護支援事業所	指宿市十二町4325番地1	有限会社やまびこ	指宿市十二町4325番地1	鯨坂 進	平成30年3月31日	居宅介護支援
浜崎医院居宅介護支援事業所	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	平成30年3月31日	居宅介護支援
坂元内科	伊佐市菱刈重留1353番地	医療法人坂元内科	伊佐市菱刈重留1353番地	横山 孝一	平成30年3月31日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所いすわん	大島郡瀬戸内町阿木名203番地5	株式会社せとうち	大島郡瀬戸内町阿木名203番地5	里山 正樹	平成30年3月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第376号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まほろあいらケアプランセンター	始良市平松6207番地	株式会社グリーンオガタ	霧島市国分福島二丁目22番17号	緒方 祐二	平成30年3月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所歩	始良郡湧水町幸田1727番地1	株式会社幸和会	始良郡湧水町幸田1246番地	小川 勇助	平成30年3月5日	居宅介護支援

鹿児島県告示第377号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターとも	鹿屋市田崎町1307-3	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724番地1	石踊紳一郎	平成30年2月28日	介護予防通所介護
訪問看護ステーション西原	鹿屋市西原二丁目34番27号	株式会社エソール	鹿屋市西原二丁目34番21号	白坂 茂美	平成30年3月1日	介護予防訪問看護
株式会社ライフクリエイティブ訪問介護事業部	鹿屋市西原二丁目34番1号	株式会社ライフクリエイティブ	鹿屋市西原二丁目34番21号	増元 卓郎	平成30年3月10日	介護予防訪問介護
訪問介護事業所ハーモニーガーデン	鹿屋市寿四丁目1-43	医療法人和敬会	鹿屋市寿四丁目1-43	齊之平公士	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
ホームヘルプサービスつまべに苑	熊毛郡中種子町野間6584番地11	社会福祉法人百合合砂	西之表市西之表6087番地	田上 容祥	平成30年3月31日	介護予防訪問介護

デイサービスセンター出合いの里	指宿市十二町4325番地1	有限会社やまびこ	指宿市十二町4325番地1	鯨坂 進	平成30年3月31日	介護予防通所介護
社会福祉法人肝付町社会福祉協議会デイサービスセンター国見園	肝属郡肝付町新富4585-2	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会	肝属郡肝付町新富5589-8	酒匂 學	平成30年3月31日	介護予防通所介護
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町四丁目6番地8	徳田 毅	平成30年3月31日	介護予防福祉用具貸与
いきいきホーム	奄美市名瀬朝日町23-1	株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町四丁目6番地8	徳田 毅	平成30年3月31日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターとも	鹿屋市田崎町1307-3	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元3724-1	石踊紳一郎	平成30年3月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第379号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
菅田 淳	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	脳神経外科	平成30年3月19日
辺木 文平	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	外科	平成30年3月19日
齋藤 嘉信	真愛病院	南さつま市加世田東本町7番3	整形外科	平成30年3月19日

鹿児島県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設等整備（農業用排水施設整備）山下地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
伊佐市役所農政課

鹿児島県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）第一尾母地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び土層改良）白瀬地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、農用地造成及び暗渠排水）松元地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）第二曾於南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市吾平総合支所産業建設課
鹿屋市串良総合支所産業建設課
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿児島県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）第五曾於南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市吾平総合支所産業建設課
鹿屋市串良総合支所産業建設課
鹿屋市輝北総合支所産業建設課
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（旧：農村災害対策整備）（農業用排水施設整備）財部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所

曾於市財部支所産業振興課

鹿児島県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区竹子大迫換地区の換地計画に係る換地処分を，平成30年3月9日に行った。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第388号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により，鹿児島港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお，変更後の鹿児島港港湾計画は，鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

平成30年3月27日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

港湾計画の変更の概要

平成5年8月11日鹿児島県告示第1331号によりその概要を告示した鹿児島港港湾計画について変更した事項は，次のとおりである。

1 水域施設計画

(1) 泊地（追加，変更）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	
		変更前	変更後
中央港区	12.0	0	1
	12.0	4	1

(2) 航路・泊地（追加）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
中央港区	12.0	6

2 係留施設計画

岸壁（追加）

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
中央港区	公共用	12.0	1	旅客船用

3 土地造成計画（追加）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
中央港区	1 (1)	埠頭用地

備考 括弧書は，港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

4 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
中央港区	19 (19)	埠頭用地
	13 (13)	港湾関連用地
	31 (31)	交流厚生用地
	147 (147)	工業用地
	18 (18)	交通機能用地
	13 (13)	危険物取扱施設用地
	41 (41)	緑地

備考 括弧書は，港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

5 その他の計画

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（追加）

地区名	港湾施設の種 類
中央港区	岸壁 泊地 航路・泊地

鹿児島県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
市街化調整区域から市街化区域に変更した部分
鹿児島市城南町、広木二丁目、広木三丁目、田上町、伊敷八丁目及び伊敷町の各一部

鹿児島県告示第390号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
(2) 名称 3・2・6号駅前本通線
- 3 事業施行期間
平成30年3月27日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
鹿児島市浜町及び小川町地内
(2) 使用の部分
鹿児島市浜町地内

鹿児島県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
(2) 名称 8・7・7号鹿児島駅自由通路
- 3 事業施行期間
平成30年3月27日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
鹿児島市浜町地内
- (2) 使用の部分
鹿児島市浜町地内

鹿児島県告示第392号

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定、指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成30年3月30日から施行する。
平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

3の(1)の表三菱UFJ信託銀行株式会社の項を削る。

公 告**開発行為に関する工事の完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
志布志市志布志町安楽字外間瀬202番4，203番6，203番31，203番33の一部及び204番2
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
垂水市海潟668番地1
株式会社桜島
代表取締役 山元一正

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第28号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年3月27日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	エルインカ黄金文明/KK	KPE株式会社	7S1600
回胴式遊技機	ルーレットクイーン/KN	株式会社コナミアミューズメント	7S1595
回胴式遊技機	ストリートファイターV/ZS	株式会社エンターライズ	7S1716
回胴式遊技機	ツインドラゴンハナハナ/J2-30	株式会社パイオニア	7S1568
回胴式遊技機	ツインドラゴンハナハナ/DX-30	株式会社パイオニア	7S1812

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表中

循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務	を に改める。
循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務	
第一循環器内科部長		
第二循環器内科部長		

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 2 号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表21の項中

(87) 自主検査の実施（規程134①）					○			○		を に改める。
(87) 自主検査の実施及びその報告（規程134）			○					○		

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 3 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第12条第 1 項第 1 号中「臨床工学技士，助産師，看護師又は准看護師」を「医療職給料表の適用を受ける職員」に，「看護作業等」を「医療業務」に改め，同項第 2 号中「医師，臨床工学技士，助産師，看護師，准看護師又は保清員」を「医療職給料表又は現業職給料表の適用を受ける職員」に，「診療，看護作業又は清掃の業務等」を「医療業務又は清掃業務等」に改め，同条第 2 項中「診療，看護作業又は清掃の業務等」を「医療業務又は清掃業務等」に改める。

第15条の 5 第 3 項中「医療業務従事命令簿」を「医療業務従事実績簿」に改める。

別表第 5 及び別表第 6 を次のように改める。

別表第5及び別表第6 削除

別表第7イの表を次のように改める。

イ 部長級

組 織 の 区 分	職
県民健康プラザ鹿屋医療センター	院長
県立始良病院	院長
県立北薩病院	院長

別表第7ウの表を次のように改める。

ウ 次長級

組 織 の 区 分	職
本局	次長
県民健康プラザ鹿屋医療センター	副院長
県立大島病院	院長
	副院長
	事務長
県立薩南病院	院長
	副院長

別表第7エの表県立大島病院の項中

「 副院長 」	を削り、同表県立薩南病院の項中
「 放射線科部長 」	を 「 放射線科部長 診療放射線技師長 」 に

改め、同表県立北薩病院の項中

「 事務長 薬局長 総看護師長 」	を 「 事務長 総看護師長 臨床検査技師長 」 に
-------------------------------	---------------------------------------

に改める。

別表第9を次のように改める。

医療業務従事手当支給区分表

職員の区分	手当額
始良病院に勤務する医師	1,500円
始良病院に勤務する総看護師長、副総看護師長、保健師、精神保健福祉士及び患者係事務職員	500円
始良病院に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師及び心理療法の業務に従事する職員	1,000円
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士	
栄養指導等の業務に従事する栄養士	

別記第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第15条の 5 関係)

医療業務従事実績簿

所属 長印	直接の 監督者 印	年月	医療業務に従事した日 (従事した日を○で囲むこと)										集計 (日)	本人印																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

附則第 5 項を削る。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年 3 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、職員に対する被服類の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表中 「

看護衣又は看護衣（上下）	2 着	1.5年
夏用看護衣又は夏用看護衣（上下）	2 着	2 年

」を

「 看護衣（上下） 2 着 1 年 」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。